

# 第23回期 第33回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年3月17日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(委員0人・推進委員1人)

推 進 委 員 (中根松) 江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第72号 農地法3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第73号 農地法5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の作成に対する決定について

1件

議案第75号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について

1件

議案第76号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の  
設定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真  
主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第33回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 みなさま、こんにちは。3月も半ばとなり、季節の変わり目で三寒四温繰り返されておりますが、先ごろよりウグイスの鳴声が聞こえて、春がすぐそこに来ていると感じているところです。農家もまたこれから忙しくなるのだと思っているところです。ただ、春は作付け時期ですが、この時期に遊休農地が発生する可能性が大きい時期でもありますので、委員の皆様にはこれから農地パトロール等を通して、荒廃農地・遊休農地の発生防止への協力をお願い申し上げます。 本日の議案は5件でございます。いつものように慎重な審議をお願いいたしまして、あいさつとします。よろしく願いいたします。
会 長	本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第33回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中、10名です。中根松地区担当推進委員江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。  (「異議なし」の声)
会 長	異議なしと認め、4番小針賢一委員、5番会田嘉治委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	【議案朗読】

会 長	議案第72号①について、小貫・太田輪地区推進委員、八木沼進委員の調査報告及び意見を求めます。
八木沼委員	<p>はい。小貫・太田輪地区推進委員の八木沼です。</p> <p>先日、譲受人である****さんより経過を伺ってまいりました。申請地は数十年前に譲渡人である****さんより買い受けをしており、登記上は仮登記の手続きをとっていました。****さんの父の代にその手続きをとった状態のまま今日までできていました。</p> <p>今回、その状態から本登記を行うため、移転の許可を得たいということでした。なお、調査事項の農地法大3条第2項の各項目に該当する項目はなく、今回の所有権の移転については何ら問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人****さん、譲受人****さんは共に太田輪の方です。昭和61年に土地を売買する契約を交わし、本申請地を譲受人へ譲っていました。しかし、農地法の許可を受ける手続きが漏れていて、仮登記をした状態のまま、本登記がされず現在にいたっておりました。当事者間では既に完了したものという認識でしたので、一連の耕作も****さんが行っています。今回、****さんが自らの水田に関する利用権の設定状況を整理していた中で、申請地がまだ自分のところに残ったままであったことから、調査して本登記がされていない状態であったことが判明し、所有権を移すため本申請に至りました。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われれます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第72号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第72号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第72号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>

	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第73号①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告及び意見を求めます。</p>
<p>小室委員</p>	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。</p> <p>議案第73号農地法第5条①について調査結果の報告及び意見を申し上げます。譲渡人*****さん、譲受人*****さん、*****さん、以下議案書に記載のとおりです。3月8日午前8時より地区副担当の角田委員、譲渡人、譲受人及び担当行政書士の立会いのもと、現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>譲受人は*****で資材・建材の運送事業を行っており、規模は拡大して現在では車両台数が増え、浅川町に事務所、休憩所、駐車場を建設するために譲受人から土地を借り受けたいということです。駐車場は土盛等の造成をして、周囲の住宅及び農地には支障を与えないようにするとのこと。譲受人としては、国道に面する土地ではありますが、耕作は行っておらず、年に2、3回の草刈りはして農地を維持はしておりました。ですが、自身が高齢となってきたことで、農地の維持管理が難しくなってきたので、農地の利用については模索をしていたようです。雨水は町道側溝に排水するそうです。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目、周辺農地への営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については問題ないものとみてきましたので、ご審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、*****さん、譲受人、*****さんになります。譲受人は道路貨物運送業を営む会社経営者で、貨物運送事業の許可を受けております。浅川町の国道沿いで事業を行いたく、申請に至りました。</p> <p>まず、立地基準については、過去に土地改良事業により整地された農地であることから、農地転用許可基準の第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、原則転用は認められないものとされておりますが、事業の目的が当該申請地でなければ達成できない場合に限り、用途を限定した転用においては許可できるとされております。当該申請は、流通業務施設に類するものであり一般国道の沿道の区域内に設置されるものです。</p> <p>転用目的は、流通業務事業所を設置するためです。譲受人は鮫川村で運送業を行っておりますが、国道に面していない場所で、冬季は天候や路面状況により配送遅延となるなど支障がありました。運送業であることから国道に面した土地で事業を行いたいと考えていたようです。農地ではありますが、場所を借りて事業を行いたいと考え、今回の申請に至りました。本申請前には候補地をいくつか検討し、農地以外での事業開始を検討・交渉してきましたが、候補地が見つからず、本申請となりましたので、転用申請はやむを得ないものと考えられます。</p>

	<p>一般基準の各項目についてですが、転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。</p> <p>権利を有する者の同意状況ですが、申請地は譲渡人の所有地ではありますが、登記簿謄本で確認すると根抵当権の設定がありました。この状況ですが、転用許可後に設定人との間で抹消の同意を得ているとのこと。その他には農地台帳を確認しても利用権設定等はされていませんでした。</p> <p>遅滞なく申請用途に供するかどうかですが、工期は令和2年5月末までとなっており、許可後は速やかに取りかかる見込みです。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、道路法24条については許可見込でなっています。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地はありません。</p> <p>事業目的に対しての申請面積ですが、駐車する台数の面積から最低限であり、適当であると思われます。土地の造成のみを目的とするものではありません。</p> <p>周辺はある程度宅地化されており、農地の広がりはありません。汚水は汲み取って、流出させないように処理します。雨水は既設側溝へ排水させる計画で、周辺農業用施設への影響はないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第73号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第73号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第73号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読、及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続けて事務局より説明いたします。</p> <p>借受人の****さんは認定農業者であり、人・農地プランでも東大畑地区の担い手として名前があげられております。貸付人は東大畑地内に水田を所有する*****さんです。今回利用権を設定しようとする水田は、これまでも同当事者間で基盤法による利用権設定をしていましたが、3月31日に期限を迎えるので、利用権の延長をするために計画書が提出されています。**さんは引き続き**さんに水田の耕作をまかせたいということでした。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件はいずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
会 長	<p>この集積計画に対して東大畑・畑田地区推進委員小室勝弘委員の意見を求めます。</p>
小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。 議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について3月13日、現地を角田農業委員と確認して参りました。*****さんは認定農業者で専業農家でもあります。水稻を中心にライスセンター、育苗センターも行っており、経営状況も基盤法第18条第3項第2号のいずれも満たしているものと思われます。今回の集積計画については、何ら問題ないものと考えます。審議をよろしく申し上げます。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の説明及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。 議案第74号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第74号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。 次に、議案第75号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定についてを上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局長	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続けて説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、ご覧いただきたいと思います。1枚目をご覧ください。*****さんは水稻による経営規模拡大を図り、農業経営で所得向上を目指すとの目的で申請書が出されています。 営農類型は水稻です。構想に沿った計画であるかですが、現状所得130万円現状年間労働時間2,240時間を5年後には年間農業所得300万円、年間労働時間は2,000時間を目指すものであります。現状217aですが、積極的</p>

	<p>に借入して、300aと作業受託として20aを5年後には耕作する目標としております。2枚目の⑦にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がされております。これら措置を講ずることにより③から⑥までを実現し、目標へ到達する計画です。浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画書は基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>本申請人は染地区の方となりますが、染地区推進委員、川音光平委員の方で意見がありましたら発言願います。</p>
<p>川音委員</p>	<p>はい。染地区推進委員の川音です。</p> <p>ただ今の案件について意見を申し上げます。3月7日の午前中に本人から話を伺ってまいりました。今回認定を受けたいという**さんは地区内で農作業に長年従事されている方で経験もあります。農業経営計画改善の認定については町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に沿ったものである必要があり、営農類型としては稲作中心で、5年後には農業委員会からの農地のあっせんを受け、規模拡大を図り安定経営を目指すものです。今後は集落の農業にとっても受け手になってもらえると期待できるので、認定に対して問題ないものと考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第75号①について質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第75号①の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第75号、農業経営改善計画の認定に係る意見①については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>次に、議案第76号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)の設定について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p><b>【議案朗読】</b></p> <p>続けて説明に入ります。</p> <p>この下限面積については、農地法の中では一律50アールとされておりますが、市町村ごとに農地法施行規則第17条各項の基準に該当する場合、別に設定できることとされております。浅川町では平成28年3月の農業委員会総会にお</p>

<p>会 長</p>	<p>いて下限面積を30アールに設定し、以降その面積が適用されてきています。</p> <p>この下限面積については、平成22年に改正された農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」において、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について検討し、検討した結果を公表することとされていることから、1年に1回、修正が必要かどうかの検討をしていくこととなっております。審議のうえ決定をお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より議案の朗読および説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第76号について、質疑ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第76号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、30aから変更しないことと決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第76号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）の設定については、引き続き30aとすることに決定いたしました。</p> <p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他ありますか。なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次回総会は4月16日（火）午後1時30分予定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他、何かありましたならお願いします。</p> <p>ないようですので、それでは、以上を持ちまして第33回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>



浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)